



いので、予め調査主体としての役割と初動体制を整えておくという役割を兼ねて組織されています。

近年、いじめ問題はますます多様化しており、学校現場だけでなく、社会全体での対応が求められています。特に重大事態として扱われる案件になると、迅速かつ適切な調査が強く求められます。しかし、その調査過程において事実認定が非常に難しいという問題や、関係者へ多大なる心理的負担を強いるという問題、学校と保護者の認識に相違があるという問題等、様々な課題が指摘されています。調査の公平性や透明性を確保しながら、当事者の声に丁寧に耳を傾けることが重要になります。もちろん、いじめを早期に発見して深刻な事態に発展させないということは、学校と教育委員会の社会的責任ですので、子どもと保護者に寄り添った対応を十分にしていかなければならないと学校現場は日々努力をしています。ただ、重大事態に発展する事案はいつ起こるか分かりませんので、予め対応策を含め検討することで、いじめそのものを未然に防止するための心構えができればと思います。

皆様には、専門的な立場から様々なご意見をいただき、本委員会の役割がより有効なものとなることを期待して冒頭のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 4 委員紹介

#### 5 委員長の選任

**事務局：**次に委員長の選任に移りたいと思います。岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例第15条第1項の規定により、委員長は委員の互選によることとされていますが、僭越ではございますが事務局から提案させていただきたいと思います。委員長には、名古屋芸術大学非常勤講師の土井謙次委員を事務局案として、ご提案させていただきます。異議がなければ、拍手をもって承認させていただきたいと思います。

(拍手)

ありがとうございました。それでは、ここで土井委員長長よりごあいさつをいただきたいと思います。

**土井委員長：**委員長を務めさせていただきます土井と申します。二年ぶりの顔を合わせての会議となります。岩倉市では無事に卒業式を迎えられたと教育長のお話にもありましたが、私が住む江南市では、12月に中学生、1月には高校生が電車で飛び込み命を落とすという事案がありました。いつ起きるかわからないということを身に染みて感じています。本日は緊張感を持って臨みたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 6 議題

**土井委員長：**それでは、次第により議事を進めさせていただきます。議題に入る前に、本委員会の運営について確認しておきたいと思います。事務局より説明をお願いします。

**事務局**：本市の会議は、原則として公開としています。また、議事録につきましては、要点整理を行い、作成した段階で委員の皆様へ送付させていただきます。発言内容をご確認いただき、修正等がある場合は事務局までお知らせください。了承が得られたものを議事録として確定し、公表させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### **議題（１）子どもの自殺が起きたときの緊急対応マニュアル（案）について**

**森委員**：３ページの「４ 役割分担とチーム会議」に、校内チーム会議と職員会議の開催について１日３回を目安とするとありますが、１日３回を何日か開催するという事なのでしょうか。１日３回というのは大変ではないのでしょうか。あまり現実的ではないように感じます。

**事務局**：先進自治体のマニュアルを参考に作成したものになりますが、毎日３回は確かに大変です。あくまでも目安としています。

**森委員**：目安として記載してしまうとそれが標準となってしまいます。この頻度については検討し直してもよいのではないかと思います。また、８ページの情報発信についての中に「出せる情報は積極的に出すという姿勢に立ってください。」という記載がありますが、一方で「断片的な情報は言わないでください。」とあったり、「自殺の場所や手段について、詳細な情報は伝えないでください。」とあったりして、出せる情報とはどのような情報なのか現場が混乱するのではないのでしょうか。確かな情報で発出しても問題ないと判断された情報は、かなり限定的なものになると思いますので、そのニュアンスがもう少し伝わるような記載が望ましいと思います。

１５～１６ページの「詳細調査の調査」という言葉ですが、こういうワードがあるのでしょうか。詳細調査の内容を調査するという事なのでしょうか。市長の附属機関ということですが、実際にはどのように設置されるものなのでしょうか。

**事務局**：「詳細調査の調査」というのは、先進自治体の表現に合わせているのですが、もう一つの第三者委員会として調査していく組織です。

**森委員**：現時点で予め設置されているのでしょうか。

**事務局**：設置するための予算は準備されていますが、実際には組織まではされていません。

**森委員**：第三者委員会が二つ設けるとするのは不思議な感じがします。

**土井委員長**：「詳細調査の調査」については、市長部局で行うものとして法律で定められているものです。他の自治体では「再調査委員会」と名付けている例もあります。

**事務局**：配付させていただきました本市の「いじめ防止基本方針」の9ページにもありますとおり、法律第30条の2に「調査の結果について調査を行うことができる。」と規定されています。

**土井委員長**：設置要綱はあるのですか。

**事務局**：条例に規定されています。大津市の事件があったときに教育委員会だけでなく、市長部局もしっかり調査するよう法律の改正があったものです。

**森委員**：「いじめ問題専門委員会」と「いじめ問題調査委員会」では紛らわしいため、分かりやすく「いじめ問題再調査委員会」と名称を改めてはどうでしょうか。

**事務局**：他の自治体の例も参考にして検討したいと思います。

**土井委員長**：マニュアルのフロー図をみると3日間で本当に多くのことをやっていかななくてはけません。それぞれの項目の上に「目標〇日目」と表記しておくとう緊張感が生まれると思います。

**益川委員**：「学校の再開日の方針決定」とありますが、一般的には重大事案があった場合には一斉に休校するものなのではないでしょうか。

**教育長**：例えば校内で友達同士のトラブルで亡くなったような場合は、登校を控えるということはあると思います。

**益川委員**：事件の詳細がまだ分からない段階ではどうですか。調査の途中で休校すると判断できるものではないでしょうか。

**森委員**：このマニュアルでは休校することが前提となっています。まずは休校とするかの判断のことが決められていないのではないのでしょうか。

**教育長**：「学校再開の方針決定」ではなく「学校開催の方針決定」としてはいかがでしょうか。

**森委員**：休校の判断というニュアンスも含むことができるのでよいと思います。

**山本委員**：スクールカウンセラーについては記載されていますが、岩倉市にはスクールソーシャルワーカーもいると思います。スクールソーシャルワーカーに役割がなくてもよいですか。

**土井委員長**：スクールソーシャルワーカーの設置状況について事務局より説明をお願いします。

**事務局**：現在、2名のスクールソーシャルワーカーを会計年度任用職員として任用しており、学校教育課に在籍していますが、状況に応じて学校に出向いて相談業務に当たっています。

**土井委員長**：スクールカウンセラーはどうですか。

**事務局**：スクールカウンセラーは4名配置されています。勤務は週1日程度です。

**土井委員長**：実際にはスクールソーシャルワーカーの方が柔軟に動くことができそうですね。マニュアルにスクールソーシャルワーカーについても追記することをご検討ください。

## **議題（2）情報の公表等についての基準について**

**森委員**：資料4の様式1「いじめの重大事態調査結果報告書の取扱いについて」について、宛名にある「〇〇 〇〇様」と「〇〇 〇〇さん 保護者様」は誰を想定しているのでしょうか。

**教育長**：両方同時に記載するのではなく、場合によって使い分ける想定です。

**森委員**：この様式1はどのような場面で使うのでしょうか。情報の取り扱いについて約束をさせて、その交換条件として情報を出すということなのでしょうか。この書面自体がトラブルを招きそうです。ご意向を伺うと言いながら、約束させるような作りになっています。

**教育長**：確かにさらなるトラブルの火種になりそうです。想定される場面をさらに研究して、検討したいと思います。

**森委員**：参考とした先進市も実際に事例を経験していないので、この問題点に気付いていないのではないのでしょうか。

**山本委員**：様式2「いじめの重大事態調査結果報告書の公表におけるご意向について」について、「同意します。」が二回記載されています。一方は「同意しません。」の誤りかと思いますので修正ください。また、重大事態については、原則公開するという考え方だと思いますが、例えば、いじめが要因で長期に渡って不登校が続いたような場合でも報告書を公表するものなののでしょうか。昨今そのような事態は珍しいことではないので、その都度、原則公表するというのはあまり現実的ではないと思います。他自治体で自殺以外の事案を調査して公表している事例はあるのでしょうか。

**教育長**：名古屋市で500万円を恐喝されていた事件がありましたが、その調査結果が公表されていました。

**山本委員**：あの事件は被害金額が大きかったので公表されたのでしょうか。

**土井委員長**：北九州市で自殺未遂事案が発生した際にも調査結果が報告されていました。

**山本委員**：基準には「市が公表を必要と判断し」と記載がありますので、重大事態であっても全てを公表するわけではないという認識でよいのでしょうか。

**教育長**：いじめ防止対策推進法は、隠ぺい体質を戒めるための法律であると思います。やはり、原則は公表を前提としますが、最も優先すべきは被害者の感情です。被害者が公表を望まなければ公表しないので、こちら側の姿勢としては、公表を前提とするということによいと思います。

**土井委員長**：「市が公表を必要と判断し」との記載のとおり、何でもかんでも公表するというわけではないので、原則は公表するという姿勢によいと思います。

**教育長**：よほど保護者と学校の関係が拗れていなければ、被害者は公表を望まない場合がほとんどだと思います。そういった関係を保つことも重要であると思います。

**森委員**：「情報の公開等についての基準」の公開区分において、一番上は「市が必要と判断し」たものを「公開」としていますが、三段目は「特段の支障がなければ公開」としています。公開を必要と考えることと、公開しても支障がないと判断することでは意味が違っていて、事案ごとに判断が分かれるものだと思います。現実には、被害者が出すまでもないと判断して公開されない場合がほとんどだと思います。

**土井委員長**：加害者側には了承を得ないのでしょうか。

**森委員**：加害者側の了承は得ないことが前提だと思います。加害者は情報の公開を望まないものだと思いますので、了承を求めてしまうと、被害者が望んでも公開されないことになってしまいます。

**益川委員**：資料3の上から四段目の「調査結果報告書（概要版）」に「氏名はアルファベット表示」となっていますが、氏名のイニシャルで表示されるのでしょうか。

**森委員**：イニシャル表示ではなく「生徒A」、「生徒B」というふうに特定できない形です。

**益川委員**：同じコミュニティにいるとイニシャルから特定される可能性が非常に高いのです。加害者側が立ち直る契機を奪ってしまう部分もあるかもしれないと心配してしまいました。

**森委員**：概要版は大雑把なものにして、加害者にもある程度配慮するべきではないでしょうか。

**土井委員長**：北九州市の事案では、詳細調査報告には細かに会話の内容までが記されていましたが、公表する概要版は、人物を特定できないように黒塗りとなっていました。

**森委員**：概要版に会話内容までが記載されているのですか。

**土井委員長**：そうです。特定できないように黒塗りになっているだけで、内容は詳細調査報告と同じものです。

**森委員**：公開される情報が過多である気がします。誰の目にも触れる可能性があるので、生々しい会話等は出さずに、何が起きてどう結論付けたかのみ記載した概略版にすべきだと思います。

**山本委員**：資料4の2に「専門委員会又は教育委員会が、非公表とすることが望ましいと判断したときは、例外的に公表しない。」とあるように、何を公表するかはこの専門委員会でも判断することができます。

**土井委員長**：ネット上には、様々な事案の報告書が見られます。

**教育長**：見ていると内容が非常に詳細です。ただ、事件後数年経過しているものが多いように思います。

**土井委員長**：この専門委員会による調査自体に時間がかかるものです。早くて半年、通常1年かかるものが多いでしょうか。よって公開されるのも数年後ということになるのでしょうか。

**森委員**：以前に3年かかっていた事案がマスコミに批判されていましたが、こういった調査に期間的な目標はあるのでしょうか。

**教育長**：もちろん早ければ早いほどいいですが、事案によりけりだと思います。そもそも重大事案であると判断されること自体にも時間がかかるものです。調査初期は被害者家族が詳細な要因を突き詰めようという姿勢でなかったとしても、時間が経つにつれて考えが変わってくるということも考えられます。

**森委員**：裁判記録は当然のように公表されないものです。いじめの報告書がネット上で閲覧できる状態にあれば、それを面白可笑しく利用する人もいるので、やはり、全て閲覧できるというのは望ましくないと思います。この専門委員会では、本当に支障がないかどうかを丁寧に判断していかなければいけません。

**教育長**：加害者側のことを鑑みると、加害者が立ち直る可能性についても教育上考えなければなりませんので、現実的には公表には慎重にならざるをえないかもしれません。

### **議題（３） 調査各種様式について**

**森委員**：資料の最後にあります「知っている人の自殺を経験した人へ」という文書は、どういう場面に配布することを想定しているのでしょうか。

**事務局**：クラスメイトの自死を経験した児童生徒に配付することを想定しています。

**森委員**：この文面では小学生には難しすぎるのではないのでしょうか。簡易版を準備してもいいかもしれません。また、他の様式については、実際に使ってみて使いにくさに気付く点もあると思いますので、重大事態が起こらないことを願いつつ、万一、使用しなければならなくなったときに改善していくということでもいいかもしれません。

**土井委員長**：様式Dはどこに提出するのでしょうか。宛先が書いてありません。

**事務局**：学校か教育委員会へ提出することを想定しています。

**土井委員長**：様式Dは国のガイドラインを参考に作られていると思いますが、岩倉版としては、「学校」か「教育委員会」と宛先を記載した方がよいのではないのでしょうか。

**山本委員**：様式Dで申し立てる場合、調査方法は聴き取りに限定するものですか。「その他の要望」欄でアンケート等別の方法を要望することはできるかもしれませんが、基本は聴き取りということなのでしょうか。

**事務局**：聴き取りの中にアンケートというニュアンスも含むのではないのでしょうか。

**森委員**：「聴」という漢字を使用しているので、アンケートは含まれないと思います。選択肢にアンケートと書いてしまうとアンケートをしなくてはいけなくなりますので、「調査（聴き取り等）」としてはいかがでしょうか。そうすれば調査方法は専門委員会で検討することができます。

**山本委員**：よいと思います。アンケートとなってしまうと、調査対象が過度に広がってしまう懸念もあります。

#### 議題（４）いじめの認知件数の推移について

森委員：全国的には、中学校と比べ小学校の認知件数が多いのですが、岩倉市の場合は中学校の認知件数が伸びています。何か要因があるのでしょうか。

事務局：市内の中学校では、冷やかしや仲間外れ等についてもいじめと捉えなければならないという考えがあり、小さなトラブルもカウントしているためではないかと思えます。

森委員：実態としては、全国とあまり変わらないということでしょうか。

事務局：そうです。内容としても冷やかしが一番多く、次いで仲間外れが多いです。発見元については、中学生はアンケートが多く、小学生は本人や保護者からの申告が多いです。

森委員：認知件数が増えたのは、アンケートの実施回数が増えたということもあるのでしょうか。

事務局：頻度としては増えていません。

山本委員：冷やかしが多いということでしたが、何か学校で対策はとられているのでしょうか。

事務局：例えば岩倉中学校では、「岩中タイム」という時間を設けて、良好な人間関係を築くためのソーシャルスキルトレーニングを実施しています。

土井委員長：最近、文部科学省から自殺者数の推移図が発表されたのですが、いじめの認知件数の推移図と不登校児童生徒数の推移図がそれぞれ似ているのです。やはり無関係ではないと感じました。いじめや不登校への取組みが自殺を未然に防ぐ取組みへとようになっていくのだと思います。

#### 7 全体を通してまとめ

土井委員長：他の自治体の学校へ呼ばれた際に聞いてみたのですが、「重大事態」という言葉の意味を理解している教員は管理職を除いて1人もいませんでした。しかし、学校では平時から様々な事に備えておかなければならず、法令上で設置しておくことが求められている委員会を数えてみると22もあります。複数の委員を兼務している教員も多くいます。その一方で働き方改革についても進めていかなければならず、学校は疲弊しています。現場の声を聞きながら、過度な負担にならないよう、かつ、重大事態が発生した際には即座に対応できるような体制づくりを教育委員会にお願いしたいです。

**益川委員**：いじめの認知件数が増えてきていて危惧はしていますが、その一方で、いじめられているのに発覚されてこなかった時代よりも、ちゃんと声をあげられるようになってきているとも捉えられます。だからこそ発覚した時にどういう対策ができるのかを我々はしっかりと考えていかなければいけないと感じました。

**山本委員**：やはり教員は大変だと感じながら、日常的な情報共有できる組織作りが重要であると思いました。

**森委員**：高校時代の友人に教員が多くいますが、みんな疲弊しています。しかし、そうは言っても子どもたちに真摯に向き合っていないと取り返しのつかないことになりかねません。だからこそ教育は大変だなと感じています。この会議が年に一回の開催で済むように願っています。

**土井委員長**：多くの意見をありがとうございます。以上で本日の議事を終了したいと思います。

**事務局**：皆さま、様々なご意見ありがとうございました。冒頭でも説明させていただきましたが、本日の議事録ができあがり次第、委員の皆様へ送付させていただきますので、修正等がございましたら事務局まで連絡をお願いいたします。それでは、今後の予定について申し上げます。本日、委嘱状を交付させていただいたところですが、委員の任期は令和7年3月31日までとなっております。できましたら、引き続き、委員の皆様には、いじめ問題専門委員会の委員をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。以上で、本日の会議を閉会させていただきます。長時間にわたり、ご協議いただき、ありがとうございました。